

里山保全地域内における届出を要しない行為

(ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第11条、規則第7条)

1. 通常の管理行為、軽易な行為

2. 非常災害のために応急措置として行う行為

3. 保全管理計画に基づいて行う行為

4. その他の行為

- (1) 建築物の改築又は増築(改築又は増築に係る床面積の合計が10㎡を超えるものを除く)
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物)の新築、改築又は増築
 - ア 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - イ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
 - ウ その他の工作物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが1.5mを超えるものを除く)
- (3) 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、改築又は増築
- (4) 面積が60㎡以下の土地の形質の変更(高さが5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く)
- (5) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (6) 面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓
- (7) 面積が60㎡以下の屋外における土砂、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが1.5mを超えるものを除く)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ みどりを保全するための事業の執行として行う行為
 - ウ 建築物の存する敷地内で行う行為で、次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 建築物の新築、改築又は増築
 - (イ) 高さ5mを超える木竹の伐採
 - (ウ) 高さが1.5mを超える屋外における土砂、廃棄物又は再生資源の堆積
 - エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 建築物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が90㎡以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築を除く)
 - (イ) 用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成((ア)の建築物の新築、改築又は増築のため必要な最小限度のものを除く。)又は土地の開墾
 - (エ) 木竹の伐採(林業を営むために行うものを除く)
 - (オ) 水面の埋立て又は干拓
 - オ その他市長が届出を要しないと認めた行為